

# 宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱

宇部市教育委員会

## 1 設置目的

宇部市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）における拠点校及び連携校の校長、事務職員を中心に、宇部市教育委員会及び小・中学校の教職員と連携した組織を編成し、共同実施事業を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。

## 2 組織

小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。

（別紙 組織図参照）

### (1) 拠点校

拠点校の構成及び業務については、「学校事務の共同実施要綱」による。

### (2) ブロック

① ブロックは次に掲げる者で構成し、小・中学校を5ブロック（東部、中東部、中西部、西部、北部）に分け、共同実施事業の具体的な取組を円滑に行う。

ア 拠点校、連携校の校長

イ 拠点校、連携校の事務職員

ウ 拠点校専任事務職員（運営責任者）

② ブロックにブロック長を置く。

ア ブロック長はブロック代表校の校長を充てる。

イ ブロック長はブロックを代表し、その円滑な運営を図る。

③ ブロック長は必要に応じ会長が招集した協議会に参加し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。

ア ブロック共同実施会の運営に関する事項

イ ブロック共同実施会の実施計画に関する事項

ウ ブロックその他共同実施会に関する事項

④ ブロックにブロック責任者を置く。

ア ブロック責任者はブロック代表校の事務職員を充てる。

イ ブロック責任者はブロックを代表し、その円滑な運営（拠点校との連絡調整、ブロック内の連絡調整会の運営等）に努める。

### (3) プロジェクト班

① プロジェクト班は次に掲げる者で構成し、共同実施事業における重点的な実施内容の推進に向けた取組を行う。

ア 拠点校専任事務職員（運営責任者）

イ 拠点校、連携校の事務職員の代表者

② プロジェクト班に班長を置く。

ア 班長は運営責任者を充てる。

イ 班長は班の円滑な運営を図る。

## 3 運営

(1) ブロック共同実施会における業務の具体的な取組は、運営責任者及びブロック責任者を中心として事務職員が行い、指導助言はブロック長又は会場校校長が行う。

(2) ブロック共同実施会の開催は、原則として各学期に1回半日とする。ただし、実施内容の早急な取組が必要な場合においては、総括者及び各ブロック長の下承を得たうえ、開催することができる。

(3) 全体共同実施会（研修を含む）の企画・運営は運営責任者、指導助言は総括者又は事務局長が行う。

(4) 全体共同実施会は、長期休業期間等において必要に応じて開催する。なお、実施内容の早急な取組が全市的に必要な場合においては、総括者及び事務局長の下承を得たうえ、開催することができる。

(5) プロジェクト共同実施会は、総括者及び事務局長の下承を得たうえ、必要に応じて開催する。

## 4 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

### 付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。